

1	営業時間短縮要請の対象施設について、飲食店を対象とした理由は。	<p>感染の機会としては、マスクを外す場面をなくすことが非常に重要だと考えており、飲食をする場面ではマスクを外さなければならず、家族等以外のとの飲食の機会を減らすことが重要と考え、飲食店に時短要請を行うこととしました。</p> <p>また、国の分科会において示された「感染リスクが高まる5つの場面」において「飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。」、「長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて感染リスクが高まる。」と指摘されていることから、飲食店に対して営業時間短縮の要請を行うこととしました。</p>
2	営業時間短縮要請の根拠は。	<p>緊急事態宣言地域の飲食店への要請は、新型インフルエンザ等特別措置法第45条2項に基づくもので、まん延防止措置区域の飲食店への要請は第31条の6第1項、その他の地域に対する要請は第24条第9項に基づく要請です。</p>
3	要請は強制的なものか。罰則等はあるのか。	<p>今回の営業時間短縮要請は新型インフルエンザ等特別措置法に基づく要請であり、強制的な措置ではありません。</p> <p>ただし、緊急事態宣言地域及びまん延防止重点措置区域の飲食店については、要請に従わない店舗に対して、命令を出すことが可能で、命令にも応じない場合には、裁判所から過料が課される可能性があります。</p>

4	20時（又は21時）までに客が入れば、それ以降まで営業してよいか。	今回の要請は、「全ての飲食店」に対して、「20時（又は21時）から5時までの営業自粛」を要請するものであり、20時（又は21時）までに客が入り、それ以降まで営業している場合、要請に応じているとは判断されません。（協力金の対象にはならない）
5	今回の要請について、協力金は支給するのか。	支給いたします。 支給要件等は支給要綱をご確認ください。（協力金に関するページに掲載しております。）
6	協力金の支給額は。	支給額の目安表を、県HPに掲載しておりますので、ご確認ください。 【参考】中小企業1店舗1日あたりの支給額 要請期間の当初に①又は②のいずれかを店舗ごとに選択してください。 ① 午後8時以降の営業自粛・酒類の提供の停止（持ち込み含む） → 3～10万円 （売上高に応じて算定） ② 午後9時以降の営業自粛 → 2.5～7.5万円 （売上高に応じて算定）
7	協力金は営業補償なのか。	営業時間短縮等への協力に対する協力金であり、営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではありません。なお、「売上高方式」については、 <u>賃料、販促費、水道光熱費、厨房機器・カラオケ設備のリース料といった、平均的な飲食店の固定費（約3～4割）をカバーできる水準として支援しています。</u>

8	支給金額が足りないのではないか。	営業時間短縮等に伴う減益を補償するものではないことをご理解ください。																			
9	要請の期間中休業した。協力の対象になるか。	<p>支給対象になります。</p> <p><協力金の対象の可否（例）></p> <table border="1" data-bbox="672 439 1831 932"> <thead> <tr> <th rowspan="2">通常の 営業終了時間</th> <th colspan="3">時短後の営業時間等</th> </tr> <tr> <th>～20時まで+ 酒提供なし</th> <th>～21時まで+ 酒提供あり</th> <th>休業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>21時超 (例：22時閉店)</td> <td>◎</td> <td>○</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>20時超～21時 (例：20:30閉店、 21時閉店)</td> <td>◎</td> <td>×</td> <td>◎</td> </tr> <tr> <td>20時以前 (例：20時閉店、 19時閉店)</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="672 939 1812 1078" style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>◎ 3万円～10万円（売上高に応じて算定） ○ 2.5万円～7.5万円（売上高に応じて算定） × 支給対象外</p> </div> <p>※20時（又は21時）以降のテイクアウトの実施の有無については、協力金の支給に影響しない ※週のうち、特定の曜日に20時（又は21時）以前に閉店している曜日があったとしても、恒常的に20時（又は21時）以降まで営業している曜日があって、要請に応じた場合は、協力金の支給対象となる。</p>	通常の 営業終了時間	時短後の営業時間等			～20時まで+ 酒提供なし	～21時まで+ 酒提供あり	休業	21時超 (例：22時閉店)	◎	○	◎	20時超～21時 (例：20:30閉店、 21時閉店)	◎	×	◎	20時以前 (例：20時閉店、 19時閉店)	×	×	×
通常の 営業終了時間	時短後の営業時間等																				
	～20時まで+ 酒提供なし	～21時まで+ 酒提供あり	休業																		
21時超 (例：22時閉店)	◎	○	◎																		
20時超～21時 (例：20:30閉店、 21時閉店)	◎	×	◎																		
20時以前 (例：20時閉店、 19時閉店)	×	×	×																		

10	通常は、20時までの営業だが、休業すれば、協力金の対象となるか。	対象になりません。
11	(まん延防止重点措置や緊急事態宣言の際)通常は、20時までの営業だが、酒類の提供を停止すれば、協力金の対象となるか。	協力金は営業時間の短縮を行っている飲食店のみ対象となりますので、酒類の提供の停止のみを行っている飲食店は対象外となります。
12	同一の経営者が経営している複数の店舗について、まとめて申請してよいか。	同一の個人事業主または法人が複数の店舗を営んでいる場合には、まとめて申請していただけます。 なお、法人格が異なる場合は、協力金の振込先は各法人の口座になるので、個別に申請をお願いします。

13	百貨店やモールなどにテナントとして入居しているが対象となるか。	テナントとして入居している中小事業者等でも対象となります。 その場合、テナント毎に営業時間の短縮を行ったかの確認をする必要があります。
14	事業を始めたばかりだが、支給対象となるのか。	営業時間短縮の要請期間以前の営業活動が確認できる場合は対象となります。
15	時短要請期間中にオープンした店は支給対象となるのか。	協力金は、要請の日より前に開業していることが要件になるため、時短要請期間中にオープンした場合は、今回の協力金の対象にはなりません。
16	フランチャイジーでも協力金の対象になるか。	フランチャイジーであっても、要請対象施設であり、該当する期間、要請に応じていれば、協力金の対象となります。
17	本社は県外だが対象になるか。	本社が県外であっても茨城県内にある事業所が要請に応じていれば、対象となります。

18	確定申告を行っていないが、協力金の申請は可能か。	法令上、確定申告が不要であるなどの理由で、確定申告をしていない場合でも協力金の申請は可能です。 なお、個人事業主又は中小企業者が協力金の額を1店舗あたり30,000円/日（20時以降の営業自粛、酒類の終日提供停止の場合）又は25,000円/日（21時以降の営業自粛の場合）として申請する場合は、確定申告書等の添付を省略できます。
19	最近、新規開店したため、前年度もしくは前々年度、又は前々々年度の売上がないが、協力金額はどうなるか。	1年以内に開業した店舗については、新規開店の場合の特例があります。（開店日から要請開始日前日までの平均の1日当たりの売上高を算定基準にします。1日当たりの売上高は営業日数ではなく実日数で算出します。） 詳しくは、県HP（協力金に関するページ）掲載の「新規開業特例と合併・法人成・事業承継等特例について」をご確認ください。
20	法人成や合併、事業承継等をした場合、前の人格での売上高を算定根拠にしてよいか。	法人成や合併、事業承継等の事業継続性が認められる場合の特例があります。 特例の適用対象となるかについては、個別具体的に異なるので、窓口までご相談ください。詳しくは、県HP（協力金に関するページ）掲載の「新規開業特例と合併・法人成・事業承継等特例について」をご確認ください。
21	営業時間短縮要請の対象となる業種はなにか	県HP掲載の要請対象に関するQ&A 「営業時間短縮の要請及び協力金に係るFAQ（要請対象について）」をご確認ください。

22	まん延防止等重点措置の期間中に営業時間のみを短縮し、酒類の提供を停止しない場合、協力金の対象になるか。	<p>まん延防止等重点措置区域に所在する飲食店においては、要請期間の当初に1又は2のいずれかを店舗ごとに選択し、営業時間の短縮等を行うことを要請しています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 午後8時から午前5時までの営業自粛及び酒類の提供の終日停止（持ち込み含む） 2. 午後9時から午前5時までの営業自粛 <p>2を選択した場合は、酒類の提供を続けても協力金の対象になりません。</p>															
23	今回の協力金は、大企業も支給対象か。	<p>支給対象です。大企業の方は、協力金額の計算方法は「売上高減少額方式」となります。（「売上高方式」は利用できません）</p> <p>各業種ごとに、「資本金の額又は出資の総額」もしくは「常時使用する従業員の数」の片方だけでも下表の数字以下の場合、<u>中小企業</u>となります。（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条）</p> <table border="1" data-bbox="722 911 1760 1268"> <thead> <tr> <th>主たる業種</th> <th>資本金の額又は出資の総額</th> <th>常時使用する従業員の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②～④を除く）</td> <td>3億円以下</td> <td>300人以下</td> </tr> <tr> <td>②卸売業</td> <td>1億円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>③サービス業（宿泊業はこちら）</td> <td>5,000万円以下</td> <td>100人以下</td> </tr> <tr> <td>④小売業（飲食業はこちら）</td> <td>5,000万円以下</td> <td>50人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の中小企業を除く企業が、大企業となります。</p>	主たる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	②卸売業	1億円以下	100人以下	③サービス業（宿泊業はこちら）	5,000万円以下	100人以下	④小売業（飲食業はこちら）	5,000万円以下	50人以下
主たる業種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数															
①製造業，建設業，運輸業，その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下															
②卸売業	1億円以下	100人以下															
③サービス業（宿泊業はこちら）	5,000万円以下	100人以下															
④小売業（飲食業はこちら）	5,000万円以下	50人以下															

24	3月6日までの期間と3月7日以降の対応する要請内容を変更してよいか。	<p>要請期間ごとであれば変更できます。</p> <p>例) 1/27～2/20は「午後8時～午前5時の営業自粛・酒類提供×」、 2/21～3/6は「午後9時～午前5時の営業自粛」 3/7～3/21は「午後8時～午前5時の営業自粛・酒類提供×」 → OK</p> <p>なお、各要請期間中に1日でも酒類を提供したり、夜9時まで営業した場合は、その要請期間の協力金は「午後9時以降午前5時までの営業自粛」の計算方法で算定します。</p> <p>例) 1月27日から2月20日までの間、原則午後8時まで酒類提供なしで営業したが、1月30日は夜9時まで営業した。 →1月27日から2月20日の期間は「午後9時以降午前5時までの営業自粛」で算定。</p>
25	協力金は、延長前と延長後の期間分を一括で申請可能か。	<p>延長期間分の受付開始日（3月11日予定）以降であれば、一括申請が可能です。</p> <p>ただし、要請期間ごとに対応する要請内容を変更した場合は分割申請してください。（例：2月20日までは「8時まで酒なし」、2月21日以降は「9時まで」）</p> <p>なお、下限額を超える申請や大企業の場合、一括申請であっても協力金計算シートは期間ごとに必要であるため、全期間一括申請する場合1店舗あたり3枚提出が必要となります。</p>